

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月24日（火）第2969号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例（※）
(政務調査課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の給与に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（※）
(人事課取扱い) 3
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）
(人事課取扱い) 5
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）
(財政課取扱い) 13
- へき地勤務医師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例（※）
(地域医療整備課取扱い) 13
- 鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）
(河川課取扱い) 15
- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（※）
(港湾空港課取扱い) 16

条 例

かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第67号

かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例

蒸留酒である本格焼酎は、醸造酒である清酒と並び、日本を代表する伝統的な酒である。

温暖な本県では、醸造酒の製造は不向きであったことから、蒸留酒である焼酎が製造されており、16世紀のザビエルの関連記録や伊佐市の郡山八幡神社の落書きから、本県の焼酎の歴史は500年遡ると言われている。

このような背景から、本県では、焼酎と相性の良い郷土料理が生み出され、その日の疲れを癒やす晩酌の習慣や伝統工芸品である酒器の製造など、焼酎と密接な関係を持つ、焼酎文化ともいふべき郷土の伝統文化が受け継がれてきている。

現在、本格焼酎は、本県の特産品であり、出荷額は本県製造品の上位にあるとともに、製造

業者が全県的に分布しており、農業、酒販業、料飲業等関連産業の業種も多く、本格焼酎の製造及び販売等に関する産業は本県の主要産業となっている。また、本県の農産物を原料として、本県において製造され、及び販売されている焼酎については、これらの一連の事業が1次産業、2次産業及び3次産業全てに関連していることから、農商工等連携のモデルとして位置付けられる。

本格焼酎の出荷量は、首都圏を中心とした本格焼酎ブームの後、減少が続いた。そのため、国内外を含めた販路拡大、「薩摩焼酎」・「奄美黒糖焼酎」の認知度向上、県内産焼酎原料用さつまいもの安定的な確保、製造技術の向上、人材の育成・確保などを行うことが必要となってきた。

一方、本県は、観光立県を目指しており、郷土の魅力の発信の一つとして、県外客等に対する、本格焼酎による乾杯、鹿児島郷土料理、伝統工芸品である酒器等の「焼酎文化」によるおもてなしに努める必要がある。また、健康に配慮した焼酎の飲み方や料理の提案は、県外客等にとって大きな魅力となることから、旅館・ホテル業や料飲業など食品提供を行う者は、本格焼酎に合う地元産品を活用した料理を開発し、提供することが求められる。

このような中、これらの取組を促進するためには、製造業者、関連産業事業者等をはじめ、県民も「焼酎文化」への理解を深めていく必要がある。

ここに、本格焼酎の製造、販売等に関する産業の振興を県政の重要課題と位置付け、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本格焼酎（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）第11条の5に規定する本格しょうちゆうのうち、本県内で製造されるものをいう。以下同じ。）の製造業及び販売、原料の生産その他の関連する産業（以下「関連産業」という。）の振興に関し、基本理念を定め、県、本格焼酎の製造に関する事業を行う者（以下「製造業者」という。）等の役割等を明らかにすることにより、これらの産業の更なる振興及び本格焼酎に関連する郷土の伝統文化（以下「焼酎文化」という。）への理解の促進を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、これらを行う者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図られなければならない。

2 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、当該振興が地域経済の発展に貢献するものであるという基本的な認識の下に図られなければならない。

3 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、本格焼酎の普及及び販路拡大、焼酎文化への理解及び焼酎文化によるおもてなしの促進、原料の安定的な確保、製造技術の向上並びに製造業及び関連産業を担う人材の育成及び確保を旨として図られなければならない。

4 本格焼酎の製造業及び関連産業の振興は、県、製造業者及び関連産業の事業者並びにこれらの者により構成される団体（以下「関係団体」という。）等がそれぞれの役割等を果たす

とともに、相互に連携することを旨として図られなければならない。

（県の役割）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、製造業者、関連産業の事業者及び関係団体が相互に連携して本格焼酎の製造業及び関連産業の振興が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

（製造業者等の役割）

第4条 製造業者及び製造業者が構成する団体（以下「製造業者等」という。）は、基本理念にのっとり、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2 製造業者が構成する団体は、前項の取組の推進に当たっては、県、製造業者並びに関連産業の事業者及び関連産業の事業者が構成する団体（以下「関連産業事業者等」という。）と連携を図り、一体的な取組を計画的に実施するよう努めるものとする。

（関連産業事業者等の役割）

第5条 関連産業事業者等は、基本理念にのっとり、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興に取り組むとともに、県及び製造業者等が行う取組に協力するよう努めるものとする。

（大学及び研究機関の役割）

第6条 焼酎の製造技術等の研究を行う大学及び研究機関は、基本理念にのっとり、研究及び人材の育成を通じて、本格焼酎の製造業及び関連産業の振興への協力並びに焼酎文化への理解を深めるための普及啓発に努めるものとする。

（県民の理解）

第7条 県民は、本格焼酎及び焼酎文化について理解を深めるとともに、県外客等に対する焼酎文化によるおもてなしに努めるものとする。

（個人のし好等の尊重）

第8条 県、製造業者等、関連産業事業者等及び県民は、この条例に規定する取組等を行うに当たっては、個人のし好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員の給与に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第68号

鹿児島県職員の給与に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のよう

に改正する。

第5条第5項中「として」を「賭して」に改め、同条第6項中「職員が」を「職員の」に、「により」を「に従い」に改め、同条第9項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 55歳（知事が人事委員会と協議して定める職員にあつては、56歳以上の年齢で知事が人事委員会と協議して定めるもの）に達した日後における最初の4月1日以後在職している職員の第8項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて知事が人事委員会と協議して定める基準に従い決定するものとする。

第16条の5第1項中「第31条」の次に「、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条」を加え、「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は復興計画の作成等（大規模災害からの復興に関する法律第35条に規定する復興計画の作成等をいう。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（次項において「災害派遣手当等」という。）の額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、1日につき6,620円を超えない範囲内において規則で定める。

第16条の5に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳（警察本部長が人事委員会と協議して定める職員にあつては、56歳以上の年齢で警察本部長が人事委員会と協議して定めるもの）に達した日後における最初の4月1日以後在職している職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて警察本部長が人事委員会と協議して定める基準に従い決定するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県職員の給与に関する条例第16条の5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第5条第9項の項中「第5条第9項」を「第5条第9項及び第10項」に

改め、同条第3項の表第4条第5項の項中「第4条第5項」を「第4条第5項及び第6項」に改める。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第69号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表1の項の次に次のように加える。

<p>1の2 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）第5条第1項の規定により知事が行うこととされる事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第46条第1項の規定による立入検査等</p> <p>(3) 法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出の命令</p> <p>(4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償</p>	<p>中種子町，南種子町及び喜界町</p>
<p>1の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）第4条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされる事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項及び第3項の規定による指示及び公表</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定による申出の受理</p> <p>(3) 法第10条第2項の規定による調査等</p> <p>(4) 法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>中種子町，南種子町及び喜界町</p>
<p>1の4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）第14条第1項の規定により知事が行うこととされる事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第41条第1項の規定による立入検査</p> <p>(3) 法第42条第1項の規定による消費生活用製品の提出の命令</p> <p>(4) 法第42条第3項の規定による損失の補償</p>	<p>中種子町，南種子町及び喜界町</p>

別表総務部の表2の項中「。以下この項において「条例」という。」を削り、「及び奄美市」

を「奄美市及び始良市」に改める。

別表企画部の表2の項中「出水市」を「阿久根市，出水市」に，「及び中種子町」を「，中種子町及び南種子町」に改める。

別表環境林務部の表4の項の次に次のように加える。

<p>4の2 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による地域の指定</p> <p>(2) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地域の指定等の公示</p> <p>(3) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定</p> <p>(4) 法第22条の規定による協力の要請及び意見の申出</p>	<p>大崎町，中種子町及び南種子町</p>
<p>4の3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく事務のうち，同法第14条の8第1項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策重点地域（2以上の市町村の区域にわたるもの及び関係する公共用水域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）の指定及び変更並びに公表</p>	<p>鹿屋市，出水市，西之表市及び垂水市</p>
<p>4の4 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条の規定による規制地域の指定</p> <p>(2) 法第4条の規定による規制基準の設定</p> <p>(3) 法第5条第2項の規定による規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見の聴取</p> <p>(4) 法第6条の規定による規制地域の指定等の公示</p> <p>(5) 法第21条第1項の規定による協力の要請</p>	<p>大崎町</p>
<p>4の5 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による地域の指定</p> <p>(2) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地域の指定等の公示</p> <p>(3) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定</p> <p>(4) 法第20条の規定による協力の要請及び意見の申出</p>	<p>大崎町，中種子町及び南種子町</p>
<p>4の6 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく事務のうち，同法第16条第2項第2号口の規定による騒音（航空機の騒音及び新幹線鉄道の列車の騒音を除く。）に係る地域の指定</p>	<p>大崎町，中種子町及び南種子町</p>

別表保健福祉部の表11の2の項中「出水市」の次に「，垂水市，日置市」を，「いちき串木野市」の次に「，南九州市」を加え，同表11の3の項中「出水市」の次に「，垂水市」を，

「霧島市」の次に「，いちき串木野市，南九州市」を加え，同表14の項中「各市」の次に「，三島村」を加え，「大和村」を「屋久島町，大和村」に，「和泊町及び知名町（」を「伊仙町，和泊町，知名町及び与論町（」に改め，「，阿久根市」及び「，曾於市」を削り，「，南大隅町，南種子町，瀬戸内町，喜界町，徳之島町，天城町，和泊町及び知名町」を「及び天城町」に改め，同表21の2の項第5号中「及び第2項」を「から第3項まで」に，「届出」を「変更の届出」に改め，同項中第28号を第30号とし，第17号から第27号までを2号ずつ繰り下げ，同項第16号中「届出」を「変更の届出」に改め，同号を同項第18号とし，同項中第15号を第17号とし，第14号を第16号とし，第13号を第15号とし，同項第12号中「及び第2項」を「から第3項まで」に，「保全」を「保全等」に改め，同号を同項第14号とし，同項中第11号を第13号とし，第10号を第12号とし，第9号の次に次の2号を加える。

(10) 法第22条の6第2項の規定による届出の受理

(11) 法第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令

別表商工労働水産部の表2の項を削り，同表1の2の項中「及び喜界町」を「，南種子町，大和村，喜界町及び和泊町」に改め，同項を同表2の項とし，同表3の項中「及び徳之島町」を「，大和村，瀬戸内町，喜界町，徳之島町及び和泊町」に改め，同表6の項中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号を第8号とし，第10号を第9号とし，同項第11号中「一般旅券の返納」を「返納される一般旅券」に改め，同号を同項第10号とし，同項中第12号を第11号とし，第13号を第12号とし，第14号を第13号とし，「垂水市」の次に「，日置市」を加え，「志布志市」を「南さつま市，志布志市，奄美市」に改め，「南種子町」の次に「，屋久島町」を，「瀬戸内町」の次に「，龍郷町」を加える。

別表農政部の表1の項中「西之表市」の次に「，日置市」を，「南さつま市」の次に「，奄美市，南九州市」を加え，同表2の項中「中種子町」の次に「，南種子町」を加え，同表3の項第2号中「要求」を「要請」に改め，同項中「志布志市」の次に「，奄美市」を，「南種子町」の次に「，大和村」を加え，「及び知名町」を「，知名町及び与論町」に改める。

別表土木部の表1の項中「大和村，龍郷町，徳之島町，和泊町及び知名町」を「南種子町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，徳之島町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町」に改め，同表1の2の項中「大崎町」の次に「，南大隅町」を加え，同表1の2の2の項及び1の2の3の項中「出水市，薩摩川内市」を「阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市」に改め，「志布志市」の次に「，奄美市」を加え，「さつま町及び中種子町」を「三島村，さつま町，長島町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，伊仙町，和泊町及び与論町」に改め，同表2の項中「もの」の次に「（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）」を加え，第5号を第33号とし，第1号から第4号までを28号ずつ繰り下げ，同項に第1号から第28号までとして次の28号を加える。

(1) 法第4条第1項の規定による個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可

(2) 法第9条第3項（法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可の公告及び国土交通大臣への図書の送付

- (3) 法第10条第1項の規定による個人施行者の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- (4) 法第11条第4項の規定による施行者の変動に係る規約の認可
- (5) 法第11条第7項の規定による施行者の変動に係る届出の受理
- (6) 法第11条第8項の規定による施行者の変動に係る規約の認可及び届出の公告
- (7) 法第13条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第3項の規定による個人施行者の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可及び公告
- (8) 法第14条第1項及び第2項の規定による土地区画整理組合の設立の認可
- (9) 法第14条第3項の規定による土地区画整理組合の事業計画の認可
- (10) 法第20条第3項及び第5項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の意見書の処理
- (11) 法第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立等の認可の公告及び国土交通大臣への図書の送付
- (12) 法第21条第4項の規定による土地区画整理組合の設立の認可の公告
- (13) 法第28条第8項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
- (14) 法第29条第1項及び第2項の規定による土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出の受理及び公告
- (15) 法第39条第1項の規定による土地区画整理組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
- (16) 法第39条第4項の規定による土地区画整理組合の定款又は事業計画の変更の認可の公告及び国土交通大臣への図書の送付
- (17) 法第39条第5項の規定による土地区画整理組合の定款又は事業基本方針の変更の認可の公告
- (18) 法第45条第2項の規定による土地区画整理組合の解散の認可
- (19) 法第45条第5項の規定による土地区画整理組合の設立の認可の取消し及び解散の認可の公告
- (20) 法第48条の2第3項及び第4項の規定による裁判所に対する意見の申出及び調査の受託
- (21) 法第49条の規定による決算報告書の承認
- (22) 法第51条の2第1項の規定による区画整理会社の土地区画整理事業の施行の認可
- (23) 法第51条の8第3項及び第5項（法第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による規準及び事業計画の意見書の処理
- (24) 法第51条の9第3項（法第51条の10第2項及び第51条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による区画整理会社の土地区画整理事業の施行の認可の公告及び国土交通大臣への図書の送付
- (25) 法第51条の10第1項の規定による区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可
- (26) 法第51条の11第1項の規定による区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の譲渡及び譲受けの認可

- (27) 法第51条の13第1項の規定による区画整理会社の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
- (28) 法第51条の13第4項において準用する法第51条の9第3項の規定による区画整理会社の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可の公告
別表土木部の表2の項に次の18号を加える。
- (34) 法第86条第1項の規定による個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社が施行する事業に係る換地計画の認可
- (35) 法第97条第1項の規定による個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社が施行する事業に係る換地計画の変更の認可
- (36) 法第103条第3項の規定による個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社からの換地処分の届出の受理
- (37) 法第103条第4項の規定による換地処分の公告（前号に規定する届出に係るものに限る。）
- (38) 法第123条第1項の規定による個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社に対する報告等の徴収、勧告等
- (39) 法第124条第1項の規定による個人施行者の事業又は会計の状況の検査及び処分の取消し等の命令
- (40) 法第124条第2項及び第3項の規定による個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可の取消し及び公告
- (41) 法第125条第1項及び第2項の規定による土地区画整理組合の事業又は会計の状況の検査
- (42) 法第125条第3項の規定による土地区画整理組合に対する処分の取消し等の命令
- (43) 法第125条第4項の規定による土地区画整理組合の設立の認可の取消し
- (44) 法第125条第5項の規定による総会等の招集
- (45) 法第125条第6項の規定による理事等の解任の請求に係る投票の実施
- (46) 法第125条第7項の規定による議決等の取消し
- (47) 法第125条の2第1項及び第2項の規定による区画整理会社の事業又は会計の状況の検査
- (48) 法第125条の2第3項の規定による区画整理会社に対する処分の取消し等の命令
- (49) 法第125条の2第4項及び第5項の規定による区画整理会社の事業の施行の認可の取消し及び公告
- (50) 法第127条の2第1項の規定による土地区画整理組合及び区画整理会社がした処分に対する審査請求の処理
- (51) 法第136条の規定による事業計画又は事業計画の変更について審査する場合の県農業会議及び土地改良区の意見の聴取
- 別表土木部の表2の項中「和泊町及び知名町」を「南種子町、大和村、瀬戸内町、和泊町、

知名町及び与論町（第1号から第28号までに掲げる事務及び第34号から第51号までに掲げる事務にあっては、西之表市及び日置市に限る。）に改め、同表4の項第3号中「第52条の2第1項」の次に「（法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第4号中「第52条の2第2項」の次に「（法第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、第20号を削り、第21号を第18号とし、第22号から第27号までを3号ずつ繰り上げ、「三島村」の次に「、十島村」を、「大和村」の次に「、宇検村、瀬戸内町」を加え、「和泊町及び知名町」を「伊仙町、和泊町、知名町及び与論町」に改め、同表5の2の項中「南さつま市」の次に「、志布志市」を加え、同表5の3の項第3号中「又は立入検査」を「、立入検査及び関係者への質問」に改め、同項中「十島村」を「三島村、十島村」に改め、「南種子町」の次に「、屋久島町」を加え、「和泊町及び知名町」を「伊仙町、和泊町、知名町及び与論町」に改め、同表7の項中「いう。）」の次に「及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）」を加え、第6号を第35号とし、第1号から第5号までを29号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第29号までとして次の29号を加える。

- (1) 法第7条の9第1項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行の認可
- (2) 法第7条の9第3項（法第7条の16第2項、第11条第4項、第38条第2項、第50条の2第2項、第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取
- (3) 法第7条の15第1項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行の認可の公告並びに国土交通大臣及び関係市町村長への図書の送付
- (4) 法第7条の16第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- (5) 法第7条の17第4項の規定による施行者の変動に係る規約の認可
- (6) 法第7条の17第7項の規定による施行者の変動に係る届出の受理
- (7) 法第7条の17第8項の規定による規約の認可及び届出の受理の公告
- (8) 法第7条の19第1項及び政令第4条の2第3項の規定による個人施行者の審査委員の選任及び解任の承認
- (9) 法第7条の20第1項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の終了の認可
- (10) 法第7条の20第2項において準用する法第7条の15第1項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の終了の認可の公告
- (11) 法第11条第1項及び第2項の規定による市街地再開発組合の設立の認可
- (12) 法第11条第3項の規定による事業計画の認可
- (13) 法第16条第1項及び第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧
- (14) 法第16条第3項及び第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理

- (15) 法第19条第1項及び第2項（法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開発組合の認可の公告並びに国土交通大臣及び関係市町村長への図書の送付
 - (16) 法第27条第8項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
 - (17) 法第28条第1項及び第2項の規定による市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出の受理及び公告
 - (18) 法第38条第1項の規定による市街地再開発組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
 - (19) 法第45条第4項の規定による市街地再開発組合の解散の認可
 - (20) 法第45条第6項の規定による市街地再開発組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告
 - (21) 法第48条の2第3項及び第4項の規定による裁判所に対する意見の申出及び調査の受託
 - (22) 法第49条の規定による決算報告書の承認
 - (23) 法第50条の2第1項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可
 - (24) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可の公告並びに国土交通大臣及び関係市町村長への図書の送付
 - (25) 法第50条の9第1項の規定による再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可
 - (26) 法第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可
 - (27) 法第50条の14第1項及び政令第22条の3において準用する政令第4条の2第3項の規定による再開発会社の審査委員の選任及び解任の承認
 - (28) 法第50条の15第1項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の終了の認可
 - (29) 法第50条の15第2項において準用する法第50条の8第1項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の終了の認可の公告
- 別表土木部の表7の項に次の23号を加える。
- (36) 法第72条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の権利変換計画の認可
 - (37) 法第98条第2項（法第118条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による第一種市街地再開発事業の施行地区内の土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行
 - (38) 法第98条第3項の規定による義務者及び施行者への通知並びに補償金の受領の代行
 - (39) 法第99条の3第3項の規定による個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の特定建築者の承認
 - (40) 法第124条の2第1項の規定による個人施行者の事業又は会計の状況の検査及び処分取消し等の命令
 - (41) 法第124条の2第2項及び第3項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の

施行の認可の取消し及び公告

- (42) 法第125条第1項及び第2項の規定による市街地再開発組合の事業又は会計の状況の検査
- (43) 法第125条第3項の規定による市街地再開発組合に対する処分の取消し等の命令
- (44) 法第125条第4項の規定による市街地再開発組合の設立の認可の取消し
- (45) 法第125条第5項の規定による総会等の招集
- (46) 法第125条第6項の規定による理事等の解任の請求に係る投票の実施
- (47) 法第125条第7項の規定による議決等の取消し
- (48) 法第125条の2第1項及び第2項の規定による再開発会社の事業又は会計の状況の検査
- (49) 法第125条の2第3項の規定による再開発会社に対する処分の取消し等の命令
- (50) 法第125条の2第4項及び第5項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可の取消し及び公告
- (51) 法第129条の3の規定による再開発事業計画の認定
- (52) 法第129条の4（法第129条の5第2項及び第129条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開発事業計画の認定の通知
- (53) 法第129条の5第1項の規定による再開発事業計画の変更の認定
- (54) 法第129条の6の規定による認定事業者に対する再開発事業の実施の状況についての報告の徴収
- (55) 法第129条の7の規定による認定事業者の地位の承継の承認
- (56) 法第129条の8の規定による認定事業者に対する必要な措置の命令
- (57) 法第129条の9第1項の規定による再開発事業計画の認定の取消し
- (58) 法第133条第1項の規定による個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の管理規約の認可

別表土木部の表7の項中「各市」の次に「（第1号から第29号までに掲げる事務及び第36号から第58号までに掲げる事務にあつては、西之表市及び日置市に限る。）」を加え、同表10の項中「枕崎市」の次に「，阿久根市」を、「指宿市」の次に「，西之表市」を加え、「及び南さつま市」を「，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び始良市」に改める。

別表危機管理局の表1の項中「指宿市」の次に「，南九州市」を加え、同表2の項中「指宿市」の次に「及び南九州市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表商工労働水産部の表2の項を削る改正規定及び同表1の2の項を同表2の項とする改正規定 公布の日
- (2) 別表保健福祉部の表21の2の項の改正規定 平成26年1月1日
- (3) 別表商工労働水産部の表6の項の改正規定（「垂水市」の次に「，日置市」を加え、

「志布志市」を「南さつま市，志布志市，奄美市」に改め，「南種子町」の次に「，屋久島町」を，「瀬戸内町」の次に「，龍郷町」を加える部分を除く。） 旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日

- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務（同表商工労働水産部の表6の項に掲げる事務を除く。）に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表6の項の左欄に掲げる事務に係る旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同条例第2条の規定により同項の右欄に掲げる市町村の長が処理することとなる事務に係るもののうち，同日の前日までに処分その他の行為が行われていないものについては，同条の規定にかかわらず，知事が処理するものとする。

.....
鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第70号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 商工労働水産部の表5の項の(1)中「第10条第1項本文」を「第10条第1項」に改め，同項の(1)の金額の欄を次のように改める。

2,000円

別表第1 商工労働水産部の表5の項中(3)を削り，(4)を(3)とする。

附 則

- 1 この条例は，旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1 商工労働水産部の表5の項の規定は，この条例の施行の日以後に申請がなされる事務に係る手数料について適用し，同日前に申請がなされた事務に係る手数料については，なお従前の例による。

.....
へき地勤務医師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県条例第71号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

（へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部改正）

第1条 へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第1号修学生又は第2号修学生が、次に掲げる要件のいずれにも該当するに至ったとき。

ア 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得したこと。

イ 医師の免許の取得後直ちに知事が定める病院が実施する臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。）（以下「指定臨床研修」という。）に従事したこと。

ウ 指定臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間（前条第2項の期間を除く。以下同じ。）の月数に2を乗じて得た月数に相当する期間を経過する日（以下「義務勤務履行期限」という。）までに、知事が別に定める病院が実施する研修（指定臨床研修を除く。）に従事し、かつ、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ通算して同表の右欄に掲げる期間へき地医療機関等においてその業務に従事したこと。

区 分	期 間
第1号修学生	6年間
第2号修学生	4年間

(2) 第3号修学生が、次に掲げる要件のいずれにも該当するに至ったとき。

ア 前号ア及びイに掲げる要件を満たしていること。

イ 義務勤務履行期限までに、通算して修学資金の貸与期間に相当する期間へき地医療機関等においてその業務に従事したこと。

第8条に次の1項を加える。

2 前項第1号ウ及び第2号イに規定する業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第1号修学生又は第2号修学生が、前条第1項第1号アからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすことができなかつたとき。

(3) 第3号修学生が、前条第1項第2号ア及びイに掲げる要件のいずれかを満たすことができなかつたとき。

第9条第1項第4号から第6号までを削り、同項第7号中「又は前条第3号」を削り、同

号を同項第4号とする。

第10条中「（第8条第3号に該当する場合を除く。）」を削る。

（へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成20年鹿児島県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第8条第1号中「し、引き続き」とあるのは「した後、指定臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間（前条第2項の期間を除く。）の月数に相当する期間を経過する日（以下「義務勤務履行期限」という。）までに」と、「それぞれ」とあるのは「それぞれ通算して」と、同条第2号中「第1号修学生が、大学卒業後2年以内に免許を取得し、かつ、免許の取得後直ちに指定臨床研修に従事し、引き続き知事が定める病院が実施する研修（指定臨床研修を除く。）

（以下「指定実務研修」という。）に従事した後引き続いて、3年間へき地医療機関等においてその業務に従事したとき。」とあるのは「削除」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「第1号」と、同条例第9条第1項第4号中「において、引き続き」とあるのは「において、義務勤務履行期限までに」と、「それぞれ」とあるのは「それぞれ通算して」と、「とき（当該指定臨床研修に従事し、引き続き指定実務研修に従事した場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第5号中「第1号修学生が、大学卒業後2年以内に免許を取得し、当該免許の取得後直ちに指定臨床研修に従事し、引き続き指定実務研修に従事した場合において、引き続き、3年間へき地医療機関等においてその業務に従事しなかつたとき。」とあるのは「削除」とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第72号

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から第25条までの許可」を「、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録」に、「許可」を「許可又は登録」に改め、同条第3項中「許可」の次に「又は登録」を加える。

第4条中「許可」の次に「又は登録」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第73号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「コンクリート建上屋」を「上屋」に改める。

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 別表第2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間における平成24年度以後鹿児島港新港区に建設された上屋に係る上屋使用料は、同表の中欄に掲げる使用期間の区分に応じ、1日1平方メートルにつき、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

期 間	使 用 期 間	料 金
平成32年3月31日以前	10日以内	8円
	11日以上	16円
平成32年4月1日から当分の間	10日以内	9円50銭
	11日以上	19円1銭

別表第2 小型浮棧橋使用料の項を次のように改める。

小型浮棧橋使用料	1月につき	2,160円	鹿児島港谷山二区長水路小型浮棧橋に限る。
	(1) 船長4メートル未満の船舶の場合		
	(2) 船長4メートル以上8メートル未満の船舶の場合		
(3) 船長8メートル以上の船舶の場合	3,240円		

別表第2 ボーディングブリッジ使用料の項を次のように改める。

ボーディングブリッジ使用料	1回につき 鹿児島港及び名瀬港	6,300円	
---------------	--------------------	--------	--

別表第2 陸上木材整理場使用料の項中「木材くん蒸土場に限る。」を削り、同表上屋使用料の項を次のように改める。

	(1) 昭和53年度以前に建設されたものに係るもの		
	1日1平方メートルにつき		
	ア 使用期間が10日以内の場合		
イ 使用期間が11日以上の場合	12円8銭		

上屋使用料	(2) 昭和54年度以後に建設されたものに係るもの（(3), (4)及び(5)に掲げるものを除く。）		
	1日1平方メートルにつき		
	ア 使用期間が10日以内の場合		9円65銭
	イ 使用期間が11日以上の場合		18円10銭
	(3) 平成4年度以後鹿児島港本港区に建設されたものに係るもの		
	1日1平方メートルにつき		
	ア 使用期間が10日以内の場合		12円23銭
	イ 使用期間が11日以上の場合		24円47銭
	(4) 平成4年度以後鹿児島港谷山一区に建設されたものに係るもの		
	1日1平方メートルにつき		
	ア 使用期間が10日以内の場合		10円40銭
	イ 使用期間が11日以上の場合		20円80銭
	(5) 平成24年度以後鹿児島港新港区に建設されたものに係るもの		
	1日1平方メートルにつき		
	ア 使用期間が10日以内の場合		10円9銭
イ 使用期間が11日以上の場合		20円17銭	

別表第2冷凍コンセント使用料の項中「平成17年度以前に」を削る。

第2条 鹿児島県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

附則第4項の表中「9円24銭」を「9円50銭」に、「18円48銭」を「19円1銭」に、「8円94銭」を「9円19銭」に、「17円86銭」を「18円37銭」に改める。

附則第5項の表中「8円」を「8円23銭」に、「16円」を「16円46銭」に改める。

別表第2係船料（岸壁、物揚場及び棧橋に係る使用料をいう。）の項中「1円81銭」を「1円86銭」に、「2円66銭」を「2円73銭」に、「5円18銭」を「5円32銭」に、「3円73銭」を「3円83銭」に、「4円97銭」を「5円11銭」に、「2円49銭」を「2円56銭」に改め、同表小型浮棧橋使用料の項中「2,160円」を「2,220円」に、「2,710円」を「2,790円」に、「3,240円」を「3,340円」に改め、同表人道橋使用料の項中「166円」を「171円」に、

「557円」を「572円」に、

「	垂水港		754円	」
---	-----	--	------	---

を

「	里港及び長浜港	1,371円	
	垂水港	775円	」

に、「142円」を「146円」に改め、

同表可動橋使用料の項中「586円」を「603円」に、「578円」を「594円」に、「935円」を「961円」に改め、同表ボーディングブリッジ使用料の項中「6,300円」を「6,480円」に改め、同表野積場使用料の項中「2円16銭」を「2円22銭」に、「1円81銭」を「1円86銭」に、「72円39銭」を「74円46銭」に、「55円50銭」を「57円9銭」に、「1円58銭」を「1円62銭」に改め、同表水面貯木場使用料の項中「28銭」を「29銭」に、「58銭」を「59銭」に、「17円48銭」を「17円98銭」に改め、同表陸上木材整理場使用料の項中「66円36銭」を「68円26銭」に、「193円4銭」を「198円56銭」に、「452円45銭」を「465円37銭」に、「518円79銭」を「533円62銭」に改め、同表荷さばき地使用料の項中「2円16銭」を「2円22銭」に、「1円81銭」を「1円86銭」に、「1円58銭」を「1円62銭」に改め、同表上屋使用料の項中「7円25銭」を「7円45銭」に、「12円8銭」を「12円42銭」に、「9円65銭」を「9円93銭」に、「18円10銭」を「18円62銭」に、「12円23銭」を「12円58銭」に、「24円47銭」を「25円16銭」に、「10円40銭」を「10円69銭」に、「20円80銭」を「21円39銭」に、「10円9銭」を「10円38銭」に、「20円17銭」を「20円75銭」に改め、同表くん蒸上屋使用料の項中「3,890円」を「4,000円」に改め、同表荷役機械使用料の項中「25,520円」を「26,250円」に、「29,990円」を「30,850円」に改め、同表冷凍コンセント使用料の項中「340円」を「350円」に、「300円」を「310円」に改め、同表旅客待合所使用料の項中「1,470円」を「1,510円」に、「790円」を「810円」に改め、同表管理棟使用料の項中「12,264円」を「12,614円」に改め、同表一般駐車場使用料の項中「610円」を「630円」に改め、同表港湾環境施設使用料の項中「360円」を「370円」に改める。

別表第3注3及び別表第4注2中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年3月31日までの間において規則で定める日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。